

# 史 林

第三十一卷 第二號

(通卷第百二十號) 昭和二十二年五月發行

## 徭役と課役と復除

### 一、徭役の解釋

私はここ數年來、課即雜徭なることより出發し、課口・不課口・課役等の解釋については雜誌史林に(三九二)、租庸調雜徭の制度については史學雜誌に(五八八)、日唐の戶籍計帳と宋代戶籍の源流については社會經濟史學に(四六六)、又唐の府兵制度並に班田收授制度廢止後の課戶と納課戶については文化に(二〇二〇)、西晋武帝の田制については同じく文化に(二一四)、掲載發表し、廣く學界の批判を願つた次第である。今日に於いても、私はその結論の何れもが正しいと深く信じてゐるが、最近の研究に於いて、又新なる事實を發見し、これによつてこれまでの所論に多少増

文學士 曾 我 部 靜 雄

補訂正を加へんと期してゐた所へ、仁井田陞博士が最近發刊にかかる史學雜誌(五三)に、「唐律令上の課役制度」と題して、唐の課役制度について私に質す所があつたから、この答も併せて最近の研究を一應發表せんと思ふ。

先づ徭役であるが、徭役なる文字は、普通一般的には單に力役の意味に使用せられる。即ち廣義では力役一般を意味するが、班田收授法が實施され、租・調・正役(唐)・雜徭の四者よりなる公課制度が行はれてゐた頃の我が國及び唐では、正役即ち役と雜徭の兩者を併せてここに徭役なる文字を形成せしめてゐる狹義の使用法もあつたやうであり、特に我が國の養老の令や正史類には、

明かに現はれて居り、又當時の立法者がこれを意識して法令を作り、爲政者はこれを意識して法令を實施したやうである。私は既に課は雜徭とを意味するものなるを、左の史料と比較することによつて發見し證明した。

(1) 凡賦役之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰雜徭、  
大唐六典卷三

(2) 凡賦役之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰雜徭、  
唐會要卷八三

(3) 賦役之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰雜徭、  
大唐傳載

(4) 凡賦役之制有四、一曰租、二曰調、三曰役、四曰雜徭、  
舊唐書職官志

即ち舊唐書職官志以外の三史料の第四番目は、いづれも雜徭或は徭となつて居り、ただ舊唐書職官志のみが課となつてゐることから、課は雜徭であり、これと第三番目の正役を意味する役とを合して課役なる語が生れ、その意味は正役と雜徭であると論證した。かく舊唐書職官志によつて、課役なる語の成立が論證得しるが、これと

同様に、唐の佚名氏著の大唐傳載の記述によつても、徭役とは正役と雜徭とを意味することを證證し得ると思ふ。何故ならば、大唐傳載には第四番目は徭となつて居り、これは雜徭を意味することは明であるが、これと第三番目の役とを合すれば、課役と同様にここに徭役なる語が生れ、正役と雜徭とを意味することとなる。かくて徭役には力役一般を意味する意義の解釋と、正役と雜徭との兩者を判然と含めた狹義の解釋とが生れて來る譯である。

徭役を正役と雜徭との兩者を含めたものとして使用した例は、私は現存の唐令中には發見し得ない。現存の唐令の條文中には、仁井田博士編唐令拾遺について見るも、徭役なる語を用ひたる條文はない。これは既に雜徭と正役とを意味する別の語である課役なる文字が、條文中に使用されてゐる以上、混雜をさけるために使用しなかつたものであらう。又唐令以外の諸例について見るも、例へば、唐大詔令集卷百十一所載、唐高祖武德六年二月の簡徭役詔には、

每給優復、錫其徭役、不許差科、

とか、

不得輒差科徭役、及迎送供奉、

とあつて、これ等は廣義の解釋も、狹義の解釋も、成立し得る。故に私は是非正役と雜徭とに解せよとまでは言はないが、正役と雜徭との兩者を合せたものとしての解釋も成立し、又かくの如き意味に於いても實際に使用されたのであらうと云ふことを、唐の場合に於いては述べて置く。

我が國の場合になると、明にかくの如くに解し、又かくの如くに解して法令を實施した例も多々あり。先づ政事要略卷五十九、寛平三年十一月十九日の太政官符應復當年徭十日事には、

右太政官去十月十九日、下諸道符稱、今月八日詔書稱、其令天下州郡半減今年徭役者、而或國字等申云、唐之與徭、各可半減者、右大臣宣、奉敕、今案事意、徭役兩字、雖分爲庸徭之由非無舊說、而獨考雜徭之意、已有成文、須專據嘉祥元年恩詔之例、只免半徭、不

疑殆者、諸國宜承知依宣行之、

と見えてゐる。これは宇多天皇寛平三年（西紀八九一年、

唐昭宗大順二年）八日に、天下の州郡に、その年の徭役を半減するとの詔書が下されたに對し、地方官の中には、徭役とは、正役と雜徭、即ち正役の代價である庸と雜徭とであるから、この兩者を半減するのであらうとの解釋をなすものが出て來た。よつて當時の右大臣、新訂増補國史大系本の政事要略の傍註によれば、この右大臣とは藤原良世のことであるが、この右大臣が、徭役を庸と雜徭とに分ちて解釋する説は、舊くはあつたが、當時は専ら雜徭のみを意味する慣習になつてゐると説明して、これを太政官符として天下に公布したと云ふのである。この一つの太政官符によつて明かな如く、我が國では、宇多天皇御宇頃には、徭役を専ら雜徭とのみ解するやうになつてゐたが、それ以前には徭役を雜徭と正役との二つに分けて解する説が存在してゐたのであつて、全く私の言ふ狹義の解釋法が行はれてゐた。然も我が養老の令中には、徭役なる文字が、課役・正役・（歲役）・雜

雑などと共に使用されて居り、これ等は單なる廣義の力役の意味ではなくて、狹義の雑役と正役とを意味してゐるものと思ふ。今二三その例を示さんに、賦役令舍人史生の條には、

凡舍人・史生・伴部・使部・兵衛・衛士・仕丁・防人・帳内・資人・事力・驛長・烽長・及内外初位長上・勳位八等以上・雜戸・陵戸・品部・徒人在役・並免課役、

其主政・主帳・大毅以下・兵士以上牧長帳・驛子・烽子・牧子・國學博士・醫師・諸學生・侍丁・里長・貢人得第未敘・勳位九等以下・初位及殘疾、並免雑役、其坊長・價長、免雜役、

とあり。即ち舍人などの第一類のものには課役を免じ、主政などの第二類のものには雑役を免じ、坊長などの第三類のものには雑役を免ずと規定してゐる。かく雑役を課役及び雑役に對立せしめて使用してゐる以上は、單なる廣義の力役の意味ではない。課役は元來、正役と雑役との意味に解す可きものを、我が國では支那の律令を輸入攝取した當時から課を調の意味に解して、課役を調庸、

或は調庸雑役と解して今日までその解釋が續き、法令も亦この解釋通りに實施されたが、この條文に見ゆる課役も亦、從つて調庸雑役などと解すべきものであつて、第一類のものは、これ等を免除されるが、第二類のものは第一類のものよりは、少しく身分職役が下く軽く、從つて第一類のものよりは、免除の恩典も少なく、雑役即ち庸と雑役とを免除される。その第三類のものは、第二類のものと同様であるが、畿内①のみにある職役に從ふものとして、畿内には正役即ち庸の負擔はななく、從つて雑役のみを免ぜられる規定になつてゐるのである。この場合の雑役を、正役と雑役としてこそ、初めて條文の解釋は成立し得るものと思ふ。私は史林(三二)にて課口・不課口を論じた際、この舍人史生の條文の第二類中に殘疾者が含まれて居り、殘疾者は從つて雑役を免ぜられるものであるが、あの際この雑役を正役と解し、殘疾者は正役即ち庸を免ぜられるが雑役の負擔があるからして、課口であると論斷した。しかしこれは誤りであつて、我が養老の令では殘疾者は正役も雑役も共に免ぜ

られたものである。雑徭の負擔がなければ不課口である可きであるか、我が養老の令では課口となし、又その通りに實施もされた。正倉院尊藏の奈良時代の戸籍には、明に殘疾者を課口として取扱つてゐる。唐では殘疾者は唐(正役)のみ免ぜられて雑徭は負擔してゐた。従つて課口になつてゐる。律令を彼より攝取せし際、課の解釋を誤り、雑徭とすべきを調と同様の意味に解し、以て各條文を統一せんとしたが、そこには無理が生じて仲々統一が出来ず、現存の養老の令は、彼地より輸入後、數回改正された結果に生れたものなるにも拘らず、課口・不課口・課役などに關聯する條文は、統一なく、前後矛盾が存在してゐる。これ等については既に史林に於いて述べた通りである。

養老の令の賦役令に、徭役なる語を使用してゐる條文は、他にもあり。それは免期年徭役の條であつて、

凡遭父母喪、並免期年徭役、

とあり。この徭役も正役と雑徭として解釋すべきものである。又職員令には、左右京職を始めとして、各地方官

の職責が載せられてゐる。その場合、雑徭の負擔のみありし京畿の左右京職・攝津職の職掌の中には、雑徭のみが見え、正役も雑徭も行はれた地方の太宰府帥や國守の職掌中には、徭役として見えてゐる。これ亦雑徭に對して、正役と雑徭とを含めて現はす語である徭役なる文字が使用されたものである。

かく養老の令に見ゆる徭役は、正役と雑徭として解すべきものであつて、又かく解して當初は實施されたやうであるが、既述の如く宇多天皇寬平年間頃には、これを雑徭の役、即ち徭の役とでも解したものの如く、専ら雑徭を意味するものとして解釋され、又その如くに實施されたやうである。しかし必しも寬平以後に於いてこの解釋に一定したものでない。何故ならば、その後に出來た延喜式(新訂增補國史大系本)卷二十二工部上には、

凡諸國健兒、皆免徭役、唯志摩駿河武藏飛驒上野下野佐渡播磨長門阿波讚岐等國免徭、畿内免課役、

とあつて、養老の令のやうに、徭役・雑徭・課役の三者を區別してゐる。若し徭役を單に雑徭とするならば、特に

徭と區別して使用する筈がない。

以上を要するに徭役なる語も課役と同様に、正役と雜徭との兩者を合つたものから成立する場合もあつて、唐では既にかかる意味の文字には課役なる語があるから、特別にこれを使用する必要もなく、かかる場合、多くは課役なる文字を使用してゐるが、我が國では課役を唐とは異つた調庸(正役)とか調庸雜徭の意味に解して使用した結果、正役と雜徭とを含めて表現する言葉としての徭役が、唐にて使用してゐた課役の代用語として諸制度上に用ひらるるに至つたやうである。我が律令を始め、六國史や諸政書類には、數多くの徭役なる文字が使用されてゐるが、これ等の多くは、當時の人々は正役(庸)と雜徭の意味か、或は單に雜徭の意味を持たせて使用してゐるのであつて、これによつても班田收授法に於ける稅役中から雜徭を除くことは、絶對に出來ぬことが判るのであらう。

これ等正役と言ひ雜徭と言ひ、或は又徭役・課役などと言ふ制度は、何れも日唐を通じて班田收授法の稅役制

度としての存在であつて、これが負擔者も亦、日唐共、法令によつて定められてゐる。しかし當然負擔すべき者でありながら、ある特定の者、特定の場合には免除される規定も亦、法令中には存在してゐる。これが即ちこれより論ぜんとする復除の規定であり、而も唐では課役を免する場合に復除なる語を多く使用してゐる。然らば唐に於ける復除なる制度の實體を明にすれば、従つて課役なるものの實體が明となり、從來の租調とする解釋、而も今以てこれを堅持する一部の人の説が是であるか、徭(正役)と雜徭とする私の新説が是であるかの判定がつくと思ふ。更に又課役のためにつくられると言ふ唐の計帳の發見認定もこれによつて容易であらうと思ふ。

## 二、復除の一般的内容と誤役

唐の復除の規定を明瞭に説明した文献には、先づ唐の孔穎達・顔師古らが太宗の命を奉じて作つたる左傳正義がある。即ち昭公二十七年の條の傳の左司馬沈尹戌帥都君子與王馬之屬以濟師の所に、左の如き正義の一文がある。

正義曰、都謂國都、在都君子、明是在都邑之士也、都邑之士以君子爲號、故知是有復除者、謂優復其身、除其徭役、賈逵云然、今之律令、猶名放課役者爲復除、是漢世以來、有此言也、此人或別有功勞、或曲蒙恩澤、平常免其徭役、事急、乃使之耳、(下略)

楚の左司馬沈尹戌が都君子と王馬の屬とを帥めて楚の莠尹然・工尹燦の軍の増加軍となつたが、この都君子とは一體何かについて、晋の杜預も都君子在都邑之士、有復除者、と左傳集解に説明してゐるが、左傳正義には以上の如く詳しく説明してゐる。而も初めの都謂國都から除其徭役までは、後漢の明帝頃の人である賈逵の言であつて、その著、左氏傳解詁より採つたものである。今之律令以下が正義の著者の意見である。賈逵の説明による、春秋時代に楚の都君子と呼ばれる特別階級の者には、復除の恩典が與へられ、その復除とは其の身を優復してその徭役を除くのである。復とは元來往復の復であつて、己が本業を離れて公の力役に従つてゐたのが、放免されて本業に復る、その復の意味であつて、従つてこれ

より力役を免ぜられることを復とか優復とか給復とか復除と稱するのである。賈逵も亦徭役を除く意味にここに明瞭に解釋してゐる。然るに唐の左傳正義の著者である孔穎達らが言ふに、今の律令に即ち唐の律令に、猶ほ課役を放つ者を名づけて復除となしてゐるのは、これは賈逵のゐた漢代よりある語であることが知られると。

この賈逵の言と孔穎達らの言とを合せ考ふるならば、漢代の徭役を復除すること、唐代の課役を復除することとは、同一なることが直ちに判るであらう。又前掲の唐大詔令集に見ゆる唐の高祖武德六年二月の簡徭役詔に、每給優復、蠲其徭役、とあるを照し合すれば、益々明瞭となるであらう。課役を力役の意味に解す可きことは、この一例によつても、直ちに諒知されるであらうが、而も唐律唐令に見ゆる復除とか課役とかは、悉くかく解釋すべしとまで孔穎達らは我々に教へてゐる。

私は次に宋末元初の大學者である馬端臨の復除についての意見を紹介しよう。彼はその著、文獻通考卷十三職役考復除の項に、周代より宋末までの復除の例を列舉し

てゐるが、その後漢靈帝光和六年、復長陵縣比豐沛、の條の所に、歴代の復除の内容についての彼の意見が述べられてゐる。即ちそれは次の如きものである。

按周官及禮記所載周家復除之法、除其征役而已、至漢則并賦稅除之、豈漢之法優於周乎、曰非也、蓋賦稅出於田、而周人之田、則皆受之於官、其在復除之例者、如所謂貴者賢者能服公事者、即公卿大夫以及庶人在官之流、皆受公田之祿以代耕、未嘗予之田而使之躬耕者也、所謂老者疾者、則不能耕而不復給以田、且仰常餼於官者也所謂新氓之遷徙者、則是未及授以田者也、此數色之人、既元無田、則何有於賦稅、故只除征役、至漢則田在民間、官不執授受之柄、亦無復應受與不應受之法矣、故在復除之例、並除其賦役、然漢以後、則官戶之有蔭、至單丁或老疾者、除其役、則有之、亦不復聞有除稅之事矣、

この一文を簡單に説明すれば、周代の官吏老者疾者などの特殊階級に與へられる復除は、専ら力役を免することのみであるが、これは彼等に田土が與へられず、従つて

それに對する租税が無いからであるが、漢代になると田土の私有化が行はれてゐるから、そこには田租があり、従つて復除の場合には、この租税をも併せて免するのである。しかし漢以後の品官者の恩蔭や單丁老疾者に對する復除は、専ら力役のみを除くのであつて、租税は絶對に含めないものであると言ふのである。

王族官吏疾病者などの特定者に對する恆久的復除は、周の場合には力役のみを免することであり、漢の復除は租税をも含めしものであると言ふ馬端臨の説明には、承服し難く、漢に於いても本來はこれ等特定者に對しても、力役のみを除くのを言ふのであつて、これは既述の賈逵の説明でも又後述の後漢の鄭衆の説でも判るのであるが、實際又漢書・後漢書を一讀すれば、幾多の力役を免することに復なる文字が使用されており、これに對して漢書には唐の顏師古が力役を除くのを言ふとの註があるのに遭遇するであらう。例へば漢書卷一下高祖九年三月の條に、

令吏卒從軍至平城、及守城邑者、皆復終身勿事、



とあるにても判る如く、事とする勿れとは、力役免除のことであるが、それを復と言つてゐる。又卷八宣帝地節四年二月の條には、

自今諸有大父母父母喪者、勿徭事、使得收斂送終、盡其子道

とある如、後世の喪に對する徭役免の條文と同様な詔が發希されて居るし、又卷九元帝永光三年冬の條には、

以用度不足、民多復除、無以給中外徭役

とあつて、民に多く復除を興へたから、中外の徭役にこ  
と缺ぐやうになつたとあり。漢の復除も徭役を除くのが  
主であつたことがこの例のみでも十分に判り得る。かか  
る例はその他にも澤山あるが、しかし馬端臨の言へるが  
如き租税をも免することに、復とか復除なる文字を用ひ  
た場合もある。これは漢以後にもあつて、我が國の六國  
史中にも見えてゐる。しかしこれ等は復の應用であつ  
て、而もそれは臨時的のもので、恆久的な制度としての  
ものではない。本來は力役を免す可きものが、免するこ  
とから、租税免除にまで應用さるるに至つたのである。

故に律令などに用ひられてゐる復、優復、給復、復除  
は、何れも力役免除のみを意味してゐるものであり、特  
定者に對する恆久的な復除は、専らこの意味に於いての  
み解す可きであつて、彼馬端臨もかかることを承知で、  
復除の項を田賦考には入れないで、専ら力役とくに職役  
戸役を論じてゐる職役考中に入れてゐるのであらう。

特に彼のこの復除の一文で注意すべきは、最後の漢  
以後彼の在世の時、即ち宋末までの間に於いて品官者即  
ち官位のある者に對する恩蔭とか、老疾者單丁者などの  
特定者には、復除として力役を免することはあるが、租  
税までをも免することは決して無いと云ふことである。  
これは彼の述ぶる通りである。これについては後に詳述  
するが、かかる規定は唐の律令中にも多く存在し、しか  
も課役を免すとして現はれてゐる。これを以てしても一  
般的に唐の課役は、力役のみを意味し、租税を含めない  
ことが判るであらう。

第三に唐律の解釋者の復除に對する意見を調べよう。  
唐律の名例律、僉赦改正徵收の條の註として私入道詐

復除避本業と言ふのが載せられてゐる。これに對して唐律の官撰の註釋書である唐律疏議では、

私入道、謂道士女冠僧尼不因官度者、是名私入道、詐復除者、謂課役俱免、卽如太原元從給復終身、沒落外蕃投化給復十年、放賤爲良給復三年之類、其有不當復除詐同此色、是爲詐復除、(下略)

と説明を加へてゐる。官の許しがなくて私に僧侶道士となり、僧道の特權である課役免除を享有せんとするのを言ふのであるが、卽ち復除されてゐないのにも拘らず、復除されてゐると詐るのであるが、この復除とは、課役を免ぜられるのであつて、高祖と共に太原にて立ちあがり隋を亡して唐を興したる太原元從の人々には、その終身を復し、外蕃<sup>①</sup>に沒落せしも後に歸り來りし者とか、外蕃人の歸化者には十年を復し、賤民にして放たれて良民となりし者は三年を復せられるの類を言ふと述べてゐる。

かく復除とは課役を免するものと疏議も述べてゐるが、この復除に對して元の王元亮の唐律釋文には、

復除者、復戶除役、謂有戶籍曾於國有功、奉勅旨不應課役、是名復除、

とあつて、彼も唐の復除とは役を免することであり、課役卽ち力役を免除するのを言ふと述べてゐる。唐律疏議は名例律の若姦監臨內雜戶官戶部曲妻及婢者、免所居官、條では、この雜戶を謂前代以來、配隸諸司、職堂課役、不同百姓、と説明し、又戶婚律の養雜戶爲子孫の條では、雜戶者、前代犯罪沒官、散配諸司驅使、亦附州縣戶貫、賦役不同白丁、とあつて課役と驅使とを同一の意味に使用してゐるが、釋文は更に、

雜戶者、謂先代配隸在諸司課役者、苦今不刺面配在將作監太常院東西庫務者、

と説明を加へてゐる。雜戶は唐時代にては諸官司に配屬されて、その使役に供される一種の賤民であつて、釋文にも言ふ如く、元時代の將作監などで働く常備夫に類するものであるが、若し疏議並に釋文の説明文中の課役を、從來の解釋、然も今以て一部の人々の強く堅持する解釋である租庸調として解釋するならば、果して説明が

出來るであらうか。全く不可能なるに何人も氣づくであらう。全く意味の判らない文章になつてくる。これを力役、ここでは單なる使役即ち疏議の言ふ驅使と言ふ意味に解してこそ説明は成立するのである。更に又宋の孫奭らの撰せる唐律菁義を見るに、その名例第一の所では復除を謂優恩除免其課役、と説明し、詐僞第九の所では晉福、下復役同、と説明してゐる。この詐僞第九の唐律の條文は、

諸詐自復除、若詐死、及詐去工樂雜戶名者、徒二年、  
即所詐得復役者、徒一年、(下略)

とある詐自復除の條文を言ふのであつて、この條文中の復除は復役に同じと説明し、一方又課役を除くを復除と言ふと説明してゐる。唐律菁義の著者等も課役は力役なるを十分承知してゐたものと謂へるであらう。

ここに一言したきは、僧侶道士の課役免の特權を有することである。僧侶道士は支那では、少なくとも南北朝より唐宋頃までの間は、この特權を享有してゐた。この特權は力役を免除される即ち復除の特權だけであつて、

決して租税までも免除されたものではない。仁井田博士が今回の唐律令上の課役制度なる論文に於いて、僧侶道士には租庸調が免ぜられてゐるものとして、論を進められてゐるが、これは大なる誤である。僧侶道士の課役免に租調などの含まれて居らぬは、馬端臨の定めし復除の一般原則に照しても明であるが、我が伊藤長胤の著せる制度通卷五、僧尼度牒の事にも、

凡テ中國ニテ僧ニ度牒ヲ給スルワケハ、中國ニテハ古  
ヘヨリ人別ニ夫錢ヲ出ス、漢ノ時ノ口算、唐ノ時庸ト  
云フ是ナリ、僧タルモノハコレヲユルス、是ニ因テ平  
民ノ課役ヲ逃レントオモフモノハ、佛法ヲ信ズルニア  
ラズ、ミダリニ僧ニナルモノ多キニ因テ上ヨリ吟味シ  
テ度牒ヲ給セラル、ナリ、

と述べて、僧には力役の代償たる夫錢庸の負擔のなきことを言つてゐる。租調の負擔までも無つたとは言つてゐない。これ等についての史料は、南北朝より宋に至る間のもの、私は數多く知つて居り、宋のそれは拙著宋代財政史中に載せて置いたが、ここでは問題の唐時代のも

のみを掲げよう。而もこれとても澤山あることとて、一々擧ぐれば、煩に失する故、ただ舊唐書のもののみを代表的に列擧しよう。先づ卷一高祖本紀、武徳九年五月辛巳の僧侶道士を淘汰せし詔には、

浮情之人、苟避徭役、妄爲剃度、託號出家、と言ひ、卷九十六姚崇傳には、

中宗時、有出私財造寺者、富戶強丁、皆經營避役、遠近充滿、(中略)中宗納姚崇之言、令有司隱括僧徒、以僞濫還俗者、萬二千餘人

とあり。司馬光の資治通鑑卷二百十一に於いても、このことを富戶強丁、多削髮以避徭役、と言つてゐる。又卷百十八、楊炎傳には、

凡富人多丁者、率爲官爲僧、以色役免、とあり。而もこの一文は、司馬光の資治通鑑卷二百二十六、徳宗建中元年正月の條にも見えて居り、これでは

民富者丁多、率爲官爲僧、以免課役、とあつて、色役を課役と改めてをり、司馬光も課役は力役なることを知つてかく改めてゐるのであらうが、とにかくここで

は僧も品官者も俱に力役を免せらるると言ひ、或は又卷百二十四、李徳裕傳には、

自開泗州有墮戸有三丁、必令一丁落髮、意在規避。王祐、影庇資産、

と見えてゐる。何れも僧侶には力役免の特権あるを言ひ、決して租調までをも免除される特権のあることを述べてゐない。只一つ同書卷百一辛替否傳には、

中宗時、官僧非擇、虛食祿者數千人、封建無功、妄食土者百餘戸、造寺不止、枉費財者數百億、度人不休、免租庸者數十萬、

とあつて、ここでは僧侶に租庸免の特権あるを言つてゐる。これはしかし文章の一種の綾であつて、虛食祿、妄食土、に對してかく免租庸と言つたにすぎない。中宗の時のことは、上述の姚崇傳や資治通鑑に見ゆる如く、徭役を避けるためのものである。假令租庸が正しいとしても、僧は租庸調免の特権ありとする仁井田氏の所論とも一致せぬものである。

以上の舊唐書の諸例だけについて見るも、馬端臨や伊

藤長胤の言へる如く、僧侶道士は力役免除の特権は有してゐるが、租税までをも免除されてはゐなかつた。然るに仁井田博士は今回の論文に於いて、僧侶道士は租庸調の負擔がなきものとして、自説の有利を主張されてゐるが、これは根本的に誤つた考へである。而もこれが論據をなす同氏の擧げる史料は、唐會要卷四十七、議釋上に、

大曆十三年四月、劍南東川觀察使李叔明奏請、澄汰佛道二教、下尙書省集議、都官員外郎彭偃獻議曰、(中略)臣伏請、僧道未滿五十者、每年輸絹四疋、尼及女道士未滿五十者、輸絹二疋、其雜色役與百姓同、有才智者、令入仕、請還俗爲平人者聽、但令就役輸課、

とあるものであつて、この奏請文を同氏はどうしてこれから、僧侶道士女尼女道士に租庸調免除の特権があると論證せられたか私には全く諒解することが出来ないのであるが、多分輸絹四疋・輸絹二疋が租調であり、雜色役が正役即ち庸に當るとなし、それまでこれ等を免除されてゐた五十未滿の僧道達より徵收しようとする彭偃が請ふたのであると解釋されるのであらう。しかしこれは課役は

租庸調であり、僧道はそれ等を免除されると云ふ誤つたる考を前提とするから、かかる無理な解釋が生れて來るのであつて、輸絹四疋は何も租と調とを合せたものとは言つて居らず、雜色役はこれ亦正役とも庸とも言つて居らない。それどころか、逆にこの史料自體が課役は正役(代償は庸)と雜徭とであり、僧道はそれを免除されてゐたことを明瞭に現はしてゐるのである。何故ならば、僧道は正役(庸)と雜徭とを免ぜられてゐるが、これは不公平であるから、今後は正役の代償である庸として男は絹四疋、女は二疋を出し、雜色役即ち雜徭雜役は百姓と同様に負擔せしめやうと言ふのである。雜色役は斷じて正役ではなく、文字に示す如く雜多な色々な役、即ち雜徭雜役に外ならない。正役は文字に示す如く正規の力役であつて、雜多な色々な力役ではない。これを歲役とか單に役などと稱することはあるが、雜色役などと稱した例は、私は未だ一つも知らないのである。又就役輸課とは雜色役即ち雜徭雜役の實役につくか或はその代償である資課を輸納せよと言ふことである。雜色役即ち雜徭雜徭

の代償はこれを資課と言ひ、時には單に課とも言ふ。舊唐書食貨志上に、京兆府關內諸州應徵庸調及資課、とか、折租造絹、以代關中調課、とか、大曆己前租庸課調などある例を比較研究すれば、自から明となるであらう。我が國のそれは徭錢・徭分なども言ふが、時には單に徭とも言ふのと同様である。才智がある者で入仕即ち職掌人胥吏になれば、それは雜役に従ふこととて、問題はな  
 いが、還俗して平民になれば、雜徭雜役負擔の義務があることとて、その實役につくか、或は代償の資課を入れしめんと言ふのである。更に仁井田氏は僧道位官者に租庸調免除の特權ありとする史料として通典卷七食貨七丁中の註を擧げゐる。それは、

舊制、百姓供公上、計丁定庸調及租、其稅戶雖兼出王公以下、比之二三十分唯一耳、自兵興以後、經費不充、於是徵斂多名、且無恒數、貧吏橫恣、因緣爲姦、法令莫得檢制、悉庶不知告訴、其丁狡猾者、即多規避、或假名入仕、或託爲僧、或占募軍伍、或依信豪族、兼諸色役、萬端蠲除、鈍劣者即被徵輸、(下略)

とあるものであつて、仁井田氏はこれを「この通典にはゆる舊制(建中の兩稅法前の制)によると、租庸調の負擔があるは一般の庶民であつて、王公以下官人は、其の戸に稅するは兼ねて王公以下に出づと雖も、とある様に、戸稅を負擔したが、租庸調は負擔しなかつた。假名入仕がその負擔を免れる手段の一つであつたことも、その消息を物語る。僧侶も租庸調を免れてゐたことは、唐會要卷四十七議釋教上のほか、この通典によつても明らかである。」と説明してゐる。これ亦同博士が官人僧侶には租庸調の負擔なしとする誤つたる前提よりする出發したる論斷であると言ひ得る。位官者も僧道同様に力役は免除されるが租調は免除されるものではない。これについては後に詳論する。租庸調は百姓の普通の丁男であれば、一樣に例外なく負擔する。しかし租庸調の中でも庸のみは、王公、官人、僧道は丁男でも免除される、故に租庸調は丁男のみが負擔するとしても、それは百姓の丁男のみであつて、これ以外の丁男までが悉く漏れなく一樣に必ず負擔するとは謂へない。そこには例外が存在

する。しかし戸税<sup>⑥</sup>に至つては王公以下例外なく納入すべき定めであつたと言ふのが、百姓供公上、より比之二三十分唯一耳までの説明である。或假名入仕とは僞り假りて官人職掌人となることであり、或託跡爲僧も亦僞つて僧となることであり、或占募軍伍とは兵隊<sup>⑦</sup>になることであり、或依信豪族とは豪族の附戸蔭戸となることであるが、かくの如き僞りごとを何故するか。曰く兼諸色役、萬端蠲除、と。諸々の力役を免れんがためのものであるこの兼は前の兼出王公の兼と同様、兼愛の兼であつて一樣にと言ふ意味である。この一文は仁井田氏の解釋するが如き租庸調を免れるためのもでは斷じてなく、只力役を免れるためのものである。この仁井田博士が引用せし通典の一文だけでも、王公官人僧道は力役のみを免除され、他の租調は免除されて居らぬことを極めて明瞭に説明してゐるものと謂ひ得る。

### 三、唐令に見ゆる課役と復除

私は前項に於いて復除の一般的原则を述べたが、これ

徭役と課役と復除

より唐令の關係各條文を仁井田博士編唐令拾遺によつて調べることにする。先づ賦役令の蠲符の條より述べよう。

諸任官、應免課役者、皆待蠲符至、然後注免、符雖未至、驗告身、灼然實者亦免、(下略)

この條文は唐令拾遺による玄宗の開元七年及び同二十五年の令となつてゐるが、我が養老<sup>⑧</sup>の令にも略々同様のものがその賦役令中に見えてゐる。これは官に任ぜられ、そのため課役を免除される恩典に浴することになるが、その際、課役免除の通知書即ち蠲符が到着してから、初めて注免せよと言ふのである。蠲符はかく位官者の課役免除の通知書であつて、我が令の義解にも謂蠲除課役之符也とか、又令の集解にも釋云、免課役符謂之蠲符、などと説明してゐる。然してこの蠲符の制度はいつ出來たか。これについては新唐書及び文献考に、極めて重要な史料がある。而もこの史料たるや、この一史料のみにても、課役又は力役・徭役即ち正役と雜徭とであることが十分に證明して尙ほ餘りあるもの謂ひ得よう。即ち新

第三十一卷 第二號

一五

唐書卷五十一、食貨志及び文獻通考卷十三、職役考復除の項には

玄宗初立求治、蠲徭役者給蠲符、以流外及九品京官爲蠲使、歲再遣之、

とあり。唐の玄宗が即位するや、治を求めて徭役を蠲免即ち復除する者には蠲符を與ふる制度を作り、一年に二回蠲使を派遣して該當者に給附したとあり。然らば蠲符とは徭役を免除する通知證明書である。決して租庸調を免除する通知證明書ではない。而もこの制度は、玄宗初立求治とある如く、玄宗の治世初期に出來たものである。然らば玄宗の開元七年及び二十五年に出來た前掲の蠲符の條の蠲符は、ここに言ふ徭役力役免除の蠲符である。この蠲符によつて新に官に任ぜられたものの課役が免ぜられると、蠲符の條文は規定してゐる。この場合、課役を租庸調としてこの條文の解釋は出來るであらうか。斷じて出來るものではない。課役の徭役即ち正役と雜徭たるは、この一條文を正當に解釋することによつても、十分に判り得ることである。課役即租庸調主張者の

仁田博士は、開元七年及び二十五年のこの蠲符の條文を復元して居り、又これ等唐令を復元するに當つては、割合に小篇である文獻通考の復除の項からは、實に四ヶ條も採用してゐる程であるにも拘らず、この項にある玄宗のこの蠲符の制度及び馬端臨の復除に對する一般原則論を何故に注意しなかつたかと、私は不思議に思つてゐる次第である。若し同氏が、これ等にあの際注意されたならば、必ずや同氏によつて今より十數年前に、課役は徭役を意味すると云ふ解釋が、樹立されてゐたであらう。次は所謂孝子の條である。

諸孝子順孫、義夫節婦、志行聞於鄉閭者、州縣申尙書省奏聞、表其門閭、同籍悉免課役、(下略)

孝子順孫義夫節婦に對する恩賞的な復除の條文であるが、これについて嘗て私は史林にて論じたが、この條文は帝王の即位赦文とか、改元赦文などに、多く引用されてゐる。而もその悉くが

義夫節婦、孝子順孫、旌表門閭、終身勿事、となつてゐる。例へば唐大詔令集卷四だけについて見るも、改元



載初赦文、改元上元赦文、去上元年號赦文。にあり。唐一代を通じての赦文に用ひられる一種の決り文句である。勿事とは力役を課せない、即ち復除を興へることであるが、今課役を租庸調と解すれば、孝子の條文の免課役は即ち租庸調を免除することであり、幾多の詔敕では力役しか免除せずと言ひながら、法令に於いては、それよりも重い租庸調を免除するなどと規定することがあり得ようか。かかることは絶対に無いことである。逆の場合は無ろ存在する。法令で定めてあつても、詔敕を以て恩惠的に、それ以上重く免除することはよくあることである。

第三は帝室の宗族及び有位者及びそれが肉親者近親者に對する復除であつて、

諸皇宗、籍屬宗正者、及太皇太后皇太后皇后總攝以上親、内命婦一品以上親、文武職事官三品以上、若郡王周親、及同居大功親、五品以上、及國公同居周親、並免課役、

とあり。先づ唐室の宗族であるが、宗族は力役は免ぜら

れてゐたが、租税は免ぜられてゐなかつた。それは全唐文卷一、及び唐大詔令集卷四十、高祖武德二年正月の毎州置宗師詔によつて判るのであつて、

(上略)諸宗姓官、宜在同列之上、未有職任者、不在。徭役之限、(下略)

とあつて、宗族で官に任ぜられたものは勿論であるが、未だ任ぜられぬ者でも徭役は免除すると言ふのである。次に文武職事官の免課役であるが、條文によると「文武職事官の三品以上、若くは郡王の周親、及び同居の大功親と、文武職事官の五品以上、及び國公の同居の周親とは、並に課役を免す。」とあり。即ち文武職事官で位が三品以上であれば、本人は勿論その周親及び同居の大功親までもが課役を免ぜられ、文武職事官で位が五品以上であれば、本人は勿論同居の周親までもが課役を免ぜられると言ふのである。仁井田博士の唐令拾遺には、條文は勿論その参考文獻に至るまで、悉くその句切りは文武職事官三品以上、若郡王周親、及同居大功親五品以上、となして、同居大功親と五品以上との間には點を附して

ない。これは多分同居の大功親の五品以上と讀んだのであらうが、これは誤りであつて、この五品以上は上記の如く文武職事官の五品以上である。かくせざれば次に論ずる六品以下の官の課役免とは、法文上連絡がつかないことになる。しかしその後に表示されたる東方學報東京第十冊之一所載、同氏論文唐代の封爵及び食封制によると、その誤りに氣づかれたのではないかとも思はれる。

五品以上のもの、及びそれが肉親近親者に對して課役を免すとあるが、彼等も亦力役のみを免ぜられてゐた。決して租庸調までは免ぜられてはゐなかつた。その例を一つ擧げよう。舊唐書卷百九十二、白履忠傳によると、

彼は玄宗の開元年間に朝に仕へて朝散大夫にまでなり、從五品上の位までも貰つたが、元來隱逸の士として、永く官にあるを欲せず、やがて官を辭して歸郷することになつた。その際同郷の友である吳競が、彼に對して、

吾子家室屢空、竟不糶斗米匹帛、雖得五品、何益於實也、

と言つた。即ち君の家は貧乏であるが、從五品上の位を

得たのみでは、何の役にも立たぬでないか。今少しく官に留れと諫めたのである。これに對して彼は答へて言ふに、

(上略)今雖不得、且是吾家、終身高臥、免徭役、豈易得也、

と。貧乏でも、五品である故、徭役を免ぜられるから、よろしいと言ふのである。租庸調が免ぜられるとは言つて無い。宗室並に五品の有位者が、共に徭役のみ免ぜられると言ふ。この場合の免課役も亦、徭役即ち正役と雜徭としてのみ、條文の解釋は出来るのである。

第四は六位以下の官及び京師諸官廳の職掌人に對する復除の條文である。

諸内外六品以下官、及京師諸色職掌人、合免課役、五品以上のものに對する課役免の定めは、前條文に於いて出来たからして、本條文は從つて六品以下の位官者及び京師の色々な職掌人の課役免を定めたものである。五品以上は肉親近親者にも復除の恩典が及ぶが、六品以下は本人のみこれを許された。この場合の課役も亦、徭役

と解せる有力なる史料がある。それは、全唐文卷七百十七に見ゆる崔元略の論免課役人奏なる上奏文であつて、彼は唐の穆宗・敬宗・文宗の三朝に歷仕した人である。

伏准賤(賦)役令、内外六品已下官、及京司諸色職掌人、合免課役、伏以設官之際、大關國防、給錫之時、不允踰濫、(中略)論請錫牒、必恐從茲不已、天下無復有應役之人、(下略)

即ちあまりにこの條文の制度が濫用されて、この恩典に浴する該當者を作る結果、天下には最早力役に應ずる人が無くなるであらうと言ふのである。彼も亦課役を力役として述べてゐるのである。

一體既に馬端臨が復除の原則に於て述べてゐる如く、少なくとも上は魏晉南北朝から、彼の在世せし時代である宗末までの間には、一貫して品官者に對しては、力役は免除してゐるが、租税は免除してゐないのである。品位なる制度は、宋の岳珂の愧鄉錄卷七官品名意之訛及び卷十人品明證によれば、九品の制度は三國の魏の時に出來、これに從なるものが出來たのは、北魏の時であり、

更にこれを正一品の如く正從と判然と區別するに至つたのは、北齊からであると云ふ。それ以後この制度に從つてゐるのであるが、官に任せられれば、それに相當する品位が與へられる。彼等は官人と呼ばれ、品官者と言はれ、官戸(宋代)と言はれ、又治者階級であるから士とも言はれる。この品官者には力役免除の特權が與へられる。私は宋代のそれは、拙著宋代財政史中に述べて置いた。元時代のそれは知らないが、明代の品官者にも力役が無きことは、伊藤長胤の制度通の卷九、成丁の事の條に、廣治平略を引用して説明してゐるが、龍文彬の明會要卷五十二優免、卷五十四力役にも詳しく見えてゐる。

元來かかる復除の制度は、周禮地官鄉大夫の征舍の制度、及び禮記王制の鄉に命じて秀士を論定させる制度から起つてゐるのである。これは文献通考の職役考復除に、かく述べてゐるが、その通りである。即ち周禮のみについて見るも、

以歲時登其夫家之衆寡、辨其可任者、國中自七尺以及六十、野自六尺以及六十有五、皆征之、其舍者、國中

貴者、賢者、能者、服公事者、老者、疾者、皆舍、以歲時入其書、

とある、これによつたもので、國中即ち城郭中に住せるものは、七尺二十歳を言ふから六十歳までのものが、力役に従ひ、鄉村に住せるものは、六尺(十五歳を言ふ)から六十五歳までの者が力役に従ふが、國中の貴者以下疾者に至るまでの者はこれを特定者として舍す、即ち免すとあり。この中、貴者と云ふのは、後漢の郷衆の註によれば、謂若今宗室及關内侯、皆復也、とある如く、後漢の宗室、及び關内侯の如く爵位ある者を指すのであり、これ等には後漢時代、復除が與へられて役事に従はなかつたが、その如きものを言ふのであると説明し、又服公事者については、彼は謂若今吏有復除也、と説明してゐる。即ち後漢の胥吏職掌人の復除あるものの如きを指すと云つてゐる。これ等に該當する條文は何れも唐令にあつて、前記の宗室品官者に對する課役復除、京司諸色職掌人に對する復除の條文が、それである。周に起因せしものが、漢代では、既に後世の唐と同様な、力役免

の復除の制度となつてゐる。これが魏晉南北朝に繼承され、隋を経て唐に至つたのである。而もその條文の文句は唐では課役免となつて現はれてゐる。これをどうして力役以外の租税までも含めて説明することが出来るや。かかる制度の歴史を顧るも自から明なことである。事實亦私が以上證した如く、唐に於いても、課役を力役の總てである正役雜徭として解してゐたのである。

唐令には以上の復除の各條文の外に、諸部曲奴婢、放附戸貫、復三年、を始として多數の復除の條文がある。

これ等は何れも力役即ち正役と雜徭とを免ぜられるものとして解す可きは論を俟たない。

私はここに以上の如く、復除の制度と共に、再び課役の何んたるかを説明した。既發表の論文に於いても、既に贊同者を得て居り、私の研究が多少なりとも我が學界に寄與し得たことを喜んでゐる次第であるが、本論文によつても更に亦、一段と卑見の正當さが認識されんことを望んでゐる。千數百年前、支那の律令が我が國に輸入されて、我が律令と化したのが、何分交通が不便であり、

學者も少なく、参考書も少なきこととて、これが消化に當つては、幾多の困難、幾多の誤りが生じたであらうが、問題の課役もその一つであり、これを専ら調庸と解して、法令の内容もその如くに改むることに努め、亦實施もかくの如くに解して行はれた。かゝつて一旦決定した以上は、これを改むることなく、亦疑ふ人も殆んどなく、今日に至つて居り、我が東洋史家は調庸の上に更に租までも附して解釋する現狀であつた。しかし實は正役（庸）と雜徭として解すべきものであることは以上の通りである。我が國の學者の中でも、課役の課は雜徭であり、これを正役と雜徭として解すべきことにはまでは氣づかなかつたが、單に漫然と力役として解す可きことには氣づいた人は、無いでもない。私の管見では二人ある。その一人は平安初期、延曆弘仁頃の人、穴大夫、穴博士、穴太博士などと稱せられる人であつて、令集解中に「穴云」などとして、この人の解釋が載せられてゐる。その解釋中には、課役を力役として解すべきものであらうと認識して、説明したと思はるるものが、二三ヶ所あり。

#### 徭役と課役と復除

その一つを載せんに、養老の賦役令封戸の條に、  
穴云、課戸中男以上一人是也、於今依格也、雜徭公役耳、

とあつて、課戸の説明に雜徭公役の力役を以てなし、課役即ち當時の解釋である調でを以てはなしてゐない。他の一人は伊藤長胤であつて、その著、制度通卷五、俸祿の事の所に、

課戸ノ課トハ役ノコト年十六ニナレバ軍役ニ出ルニ因テ平生一人手前ヨリ役ニ庸布ヲ出スコレヲ課丁ト云フソノアル家ヲ課戸ト云フ

とあつて、課の意味は役であるとして課丁課戸を説明してゐる。彼は卷八田賦の所では、又、

課役ト云フコトヲ今ノ人ヒトツコトニ覺ユルハアヤマリナリ課ト云フハ成丁以上ニ絹ヲイダサスコトナリ役ト云フハ夫役ニツカハルコトナリ(中略)又年貢ヲ調トイフコトハモト軍役ニ士卒ヲカリ立ルヨリイヅ

と言ひ、その租庸調圖では、

庸 有身則出 絹綾絶布

調 有家則出 歲役二十日不役出絹

と言つて、ここでは共に課を庸の意味に解してゐる。即ち課とは庸であり、役とは實役につくを指してゐるやうである。

又現代の我が國の國語學者の中には、課役の課は動詞で、「役を課す」と讀む可きであると主張する人があるが、班田收授法に關する課役は、かかる意味ではない。養老の賦役令春季の條にも「凡春季附者、課役並徵、夏季附者、免課從役」とある如く、課と役とを明に區別して共に名詞として用ひてゐる。又日本書紀仁德天皇の條には「科課役」なる一句がある。この課を動詞とすれば、「役を課するを科す」となつて、同じ意味の動詞を二つ連用することとなり、全く意味をなさなくなる。課役はどこまでも二つの異つたる名詞より成つてゐるものである。

#### 四、仁井田博士への答へ

私は今回は、以上の如く徭役についての新解釋と、課

役についてこれが復除制度との關聯に於いて、如何に解釋さる可きものであるかを述べた。偶々最近仁井田陸博士が、史學雜誌第五十六編第三號に、唐律令上の課役制度と題して、専ら同氏の課役についての見解を述べ、課役は「租庸調」であるとなし、私の解釋である「正役と雜徭」には反對のやうであつて、これについての質疑を提出して私の答を求められてゐる。仁井田博士は、人も知る如く、唐の律令制度の研究に於いては、世界的權威であつて、同博士の勞作である唐令拾遺に對しては、學界最高の榮譽である恩賜賞が授けられ、又他の勞作である唐宋法律文書の研究に對しては、法學博士の學位が與へられた。かかる權威者より拙稿、しかもそれは唐の制度に關する研究に對し、批判を賜はつたことは、私の全く感謝する所である。しかしそれは同博士の親切に對する感謝であつて、その批判内容に至つては、遺憾ながら非常なる失望を感じてゐるのである。

一體人の説に反對して反駁するならば、その説を全面的に否定するか、或は一部は許容するが、一部は否定す

るものでなければならぬ、而も一部許容、一部否定の場合には、必ず肯定と否定の部分をついで截然と區別し、然る後に否定する部分について、己が意見を述べべきである。仁井田博士の今回の論文は遺憾ながら、これが全然なされてない。同博士は曰く、「唐代、雜徭を以て課と稱した事例のあることまで私は否定するものではない」(頁五)「特定的には曾我部教授のいはれる様に雜徭を指稱する場合のあつたことも否み難い」(頁六)と。即ち全面的否定ではなく一部許容、一部否定の形式を採つてゐる。然らば許否二者の區別を明確にして後、反對論

を述べらる可きである。然るに同博士はこれを全然なさず、一方では課を雜徭とする私の説を漫然と認めながら、一方では私の雜徭を以て解すべしとする課役・課戸・不課戸・課口・不課口・課調——これ等の語は私が雜徭を以て解すべしとする全ての語である——を租庸調を以て解すべしとして反對されてゐる。即ち一方では賛成し、他方では全面的に否定してゐる。かかることは理論上成立し得ないことである。かるが故に、私は同博士の眞意

は奈邊にあるか、全くその把握に苦むものである。五を加へながら、一方では五を減すれば、その答へは零であると同様に、結局賛成か否定か判らないのである。これは同論文に對して、全體的立場からしての私の感じであるが、内容の個々についても、甚だ遺憾の點が多々ある。以下主なるものを二三述べよう。

第一は、同博士は拙稿を十分に理解せずに論評を下して居ることである。その證據には、私が史林二九、一、頁一八及び一九に於いて、唐令の十分損四以上、免租、損六、免租調、損七以上、課役俱免、とあるこの課役俱免は、「雜徭・正役も租・調と俱に免す」と明瞭に括弧まで附して説明してゐるにも拘らず、仁井田博士は、同氏論文頁一一に於いて、

賦役令の水旱霜蝗などの天災に對する租庸調(課役)免除規定の如きも、收益の四分以上の損耗に對しては租を免じ、六分以上的場合は、租調を免じ、七分以上のときは、課役即租庸調を並に免すると解してこそ、自然なものにも拘らず、曾我部教授は七分以上的の場合に限

つて、正役の庸と輕微な力役たる雜徭を免するものと解して疑はれない。事ここに至つては、課役即雜徭と正役とする自説の一貫的主張に餘りに急にして、令制の全般的理解を度外視したものと譏りを免れ難いと思ふ。

と言つて、非常な怪氣焰を擧げられてゐる。他人の解釋を勝手に改めて、それに對して怪氣焰を擧げるのは、その當人は非常に愉快であらうが、改められた者は非常に迷惑を感じる。仁井田博士は、その論文中に於いて、會我部は自説の一貫的主張に餘りに急であるとか、令制の理解が足りぬとか、或は史料の取扱ひが輕卒であるとか言はれて、私を責めてゐるが、この主張は先づつて自からがその範を示さる可きであらう。因に言ふが、この「課役俱免」は、「課役を俱に免す」と讀む可きではなく、「課役も俱に免す」と讀む可きである。「課役即ち正役と雜徭も租調と俱に免す」と解す可きである。

第二は、品官者、僧侶道士は、力役の外、租税までも免れてゐたと解してゐることである。同博士は今回の

論文だけでなく、同博士の勞作である唐宋法律文書の研究の第十五章戶籍(頁七三三)や、支那身分法史の第二章宗族法(頁二二三)に於いても、亦第四章家族法(頁三六七)に於いても同様なことを言つてゐる。これは非常な誤りであつて、力役は免除されるが租調などは決して免除されるものではない。このことについては既述した通りであるが、出發點が誤てゐるから、結論も從つて誤てゐる。

第三は、唐律令上の課役制度を研究されるならば、失禮ながら唐律令を今少しく詳しく研究して貰ひたい。仁井田博士は、唐代の法學者は課役を租庸調と解して居り、唐律の官撰の註釋書たる唐律疏議が既にさうであると述べられてゐる。然るにいつくんぞ知らん、唐律疏議は、既述の如く雜戶の定義に、一方では課役なる語を用ひ、他方では、それに當る語として驅使なる言葉を用ひてゐる有様である。又仁井田博士は、唐律疏議によつて、課役が租庸調であることを證明せんとして、その名例律や戶婚律中に見ゆる「課調依舊」とか、「取其課調入己」なる



句を用ひてゐる。しかしこれは、それ自體が已に課役即租庸調説が成立せぬことを現はしてゐるのである。何故ならば、課役を租庸調とするならば、役は庸であるから、課は當然租調の二つでなければならぬ。又事實、課役即租庸論者はかく解してゐる。然らば、課は租調として、課調の文字に當嵌めると、如何なる語になるであらうか。租調調となるであらう。同じ語を二つならべる如きことは、漢文では絶対にない。若しこれが許されるならば、至唐文卷二十二、玄宗の科禁諸州逃亡制なる一文中に見ゆる免今年賦租課役なる一句の課も亦、租調として置き換へる可きである。これを置き換へると免今年賦租調課役となる。これ亦漢文の體裁をなして居らぬものであらう。この一句だけを見ても、租と課役とを別々に用ひて居り、課役に租の含まぬことを雄辯に物語つてゐるのである。又唐律の戸婚律脱戸の條に、既見在役任、即無課調とある疏議の一句は何んと解されるであらうか。實役についてゐる者には悉く課調即ち租調を除外すと云ふが如き法令が唐にあつたであらうか。課調な

る語は唐律以外の唐代及び前代關係の諸書には多く使用されてゐる。それ等の一つ一つの場合に當つてよく研究されんことを望む。唐令に於いても同様、關係諸書とを比較し、その内容を今少しく究めて貰ひたい。

第四は、仁井田博士は、唐の戸籍と計帳の區別を根本的に誤つて居られるやうである。同博士は、課役賦課のために作られる計帳は戸籍と略々同様のものである考へてゐる（同博士著唐宋法律文書の研究頁六五八）。これは多分、我が國の計帳が、戸籍と大略似てゐる所から、かく考へられたのでないかと想像される。しかし同じものなれば、何故二つ作る必要があるであらうか。一つで宜しき筈である。名稱も異り、製作方法も異なる以上は必ずそこには異つたる使命が存在する筈である。計帳は戸籍に比して非常に簡略に出来てゐたものである。従つてその内容も亦、非常に簡略であつた筈である。大唐六典卷三、戸部の戸籍計帳の條に、

諸造籍、起正月畢三月、所須紙筆裝潢軸帙、皆出當戶内、口別一錢、計帳所須、戶別一錢、

とあり。戸籍計帳を作るに要する紙筆裝潢軸帙などは、當該戸の負擔となつて居り、戸籍のためには一人宛一錢、計帳のためには一戸宛一錢を差し出せとなつてゐる。唐代の一戸の口數は、同博士著支那身分法史第四章家族法頁三三〇によれば、五口から十口の間となつてゐる。然らば計帳は戸籍に比して、五分の一、或は十分の一の費用で出来たものであらう。かがるものを、どうしてその内容が略々同一であらうなどと謂ひ得ようか。同博士は、一方では計帳は課役のために作られ、課役は租庸調であるから、これ等が記載されて居るであらうと、考へながら、又他方唐宋法律文書の研究や、國家學命雜誌四八ノ七では、戸主王萬壽なるものの戸籍に、「計租二石」なる文字があるからとて、これが計帳であらうと推定されてゐる。これが若し計帳なれば、何故に同博士定義の課役即租庸調の残りの調庸を記載しないのであらうか。

第五は同博士の班田收授法の稅役法に對する態度である。既刊の同博士の著書を見るに、これが稅役は租庸調であるとしてゐる。然るに今回の論文では、租庸調の三

本建でもよいし、租庸(正役)調雜徭の四本建でもよいやうなことを述べられてゐる。凡そかくの如き國家の重大な根本的な制度は、當初から三本建でも四本建でも四本建でも、どちらでもよろしいなどと云ふ曖昧な制度であらう筈がないのである。必ずや一つの制度である可きである。今回、同博士は言ふ、大唐六典などは、唐代の根本資料であるから、唐に關しては最も信用するに足りるが、新唐書は第二次的資料、玉海は第三次第四次の資料であるから、あまり信用が出来ぬと(同氏論文頁八)。然らば前掲の如く、六典は租庸調雜徭の四本建であつて、決して租庸調とは述べてゐないが、これを何故信用せぬのであらうか。租庸調の三本建が許されるならば、唐の戸籍や計帳(同氏はこれを一種の戸口冊と稱してゐる)に多くの雜徭雜役の名が載せられてゐるが、同博士はこれを何を以て説明されてゐるのであらうか。又租庸調が變化したる兩稅法も、その起原の説明は、雜徭を離れては絶対に出来ぬのであるが、同博士は如何に考へられて居られるのであらうか。即ち新舊唐書の楊炎傳を見るに、こ

の法の立案者たる楊炎は、租庸雜徭を省いて兩税となせと主張したのである。市村瓚次郎博士がその著東洋史続の卷二に於いて、兩税法の前身を租庸雜徭の三者にする所以もここにあり。この楊炎の建議が唐室の納るる所となつて、愈々制度として發布するに當つては、雜徭を除き、その代りに調を入れて、租庸調の三者を省いて兩税法として實施したのである。雜徭を除いては、租庸調の變形である兩税法すら、その成立史は説明が出来ぬのである。

以上主なる注意すべき點を五つ挙げた。今回の同博士の高論は、端的に言つて私はその眞意を撮むことが出来ぬのである。よつて同博士の今回の論文に對する全面的なる答はこれを留保する。反對なれば反對、賛成なれば賛成と明確に決定して、立論して貰ひたい。さすれば私は何等これに對して解答するを躊躇するものではない。

私はここ兩三年來、課の雜徭たるを分つてから、課役・課口・不課口などについては、現代の日支の學者は勿論、我が國の大化の改新前後から今日に至るまでの殆んど全

ての學者の說に反對し、租庸調雜徭の四本建の制度に至つては、支那では少なくとも宋以來、我が國では徳川時代以來の殆んど全ての學說を否定し、晋の武帝の田制や、唐の計帳、宋の戶籍の源流に至つては、これ亦現代日支の多くの學者に對して反旗を翻した。かるが故に、學界に對する責任は、非常に重大であることは、よく承知してゐる。否租庸調雜徭の四本建の制度に至つては、既に文部省當局の認むる所となつて、一兩年前發刊された中等學校用の歴史教科書、及び國民學校高等科用の歴史教科書には採り入れられてゐるから、これ等に關係せる多くの人々に對しても責任を痛感してゐる。よつて質問があれば、どこまでも答へる存念であり、又かくして共々に學問の眞理に到達せんと念願してゐる。しかしそれには論旨の明かな、筋の通つた反駁であり質問であることを希望して置く次第である。

註 ①養老の賦役令、歳役の條に、中男及京畿内、不在收庸之例、とあり。

②養老の賦役令、人在狹郷の條の集解中にも、この左傳正

義の一文が引用されてゐる。而も現在、世に行はれてゐる令の集解は悉く謂復復其身、除其徭役、賈逵云、然今之律令、云云、と賈逵云。の下に句切りの點を附してゐる。これなれば、「其の徭役を除く。賈逵云く、然して今の律令に、云云、」と讀まなければならぬ。これは大なる誤りであつて、除其徭役、までが賈逵の言葉である。従つて句切りの點は、賈逵云然、と然の字の下に附すべきである。この然は焉とか爾と同様の助字で、意味のなきもので「賈逵は云ふ」と讀む可きもの。或は又云、然として、「賈逵は然か云ふ」とも讀み得る。これは和田清博士の注意によつたものである。かくの如くに點を附せず、然今より以下が彼の言とすれば、賈逵は後漢の人とて、今の律令の今は、後漢を意味することとなる。その後漢の人が、「漢世以來、此の言有る也」などと言ふ筈がない。今之律令から正義の著者、唐の孔穎達らの言である。殿版左傳注疏には、明に然の下に點を附してゐるし、重澤俊郎氏の左傳賈服註逸も亦、除其徭役までを賈逵の註としてゐる。

- ③ これ等の復については、何れも唐令中にその條文あり。  
④ 同博士論文頁八、「當時の道士僧侶には、租庸調の負擔がなかつた」と述べられてゐる。

⑤ 司馬光は他でも力役を課役と同様に見てゐる。即ち晉書卷百二十七、南燕主慕容德（慕容德とも言ふ）傳に、矜逸

限之失土、假長復而不役、（中略）百姓因秦晉之弊、迭相蔭冒、或百室合戶、或千丁共籍、依託城社、不懼煩燒、公避課役、擅爲竊完、とあつて、この唐の房喬らが撰せる晉書でも既に役と課役とは同一に取扱つてゐるが、資治通鑑卷百十三では、このことを次の如くに述べてゐる。南燕主慕容德優遷徙之民、使之長復不役、民緣此迭相蔭冒、或百室合戶、或千丁共籍、以避課役、と。資治通鑑では晉書よりも一層明瞭に課役の役たることを現はしてゐる。元來課役なる文字は、南北朝時代の宋の范曄が著したる後漢書卷六十二、樊宏傳に、課役重禁、各得其宜、と見ゆるのが、史籍に現はれた一番古いものやうである。この場合の課役には、勿論雜徭と正役とを含めた意味はなく、單に役使するの意味である。或は又、この場合には、課を科の意味として、「役を董隸に課す」とも讀み得る。晉書に見ゆるこの課役も、比較的古い使用法の一つであらう。

- ⑥ この戸税とは、代宗の大曆四年正月に定められたる戸税を言ふのであらう。天下の戸を九等に分ち、その等級に應じて、王公以下漏れなく毎年戸税を納めさせることとした。新舊唐書食貨志に見ゆ。

⑦ 唐時代に、假りに軍籍に身を入れて、その特權を揮ひしことについては、私は文化一〇ノ一〇所載拙稿唐の府兵

制度並に班田收授法廢止後の課戸と納課戸にて述べて置いた。

⑧豪族に蔭附して力役を免れることは、各時代にあることである。例へば資治通鑑卷百三十六に、魏初民多蔭附、蔭附者、皆無官役、とあつて、これに對して胡三省は、蔭附者、自附於豪強之家、以求庇、と註してゐる。唐のこれも北魏のこの例と同様である。

⑨我が養老の賦役令、獨符の條に、凡應免課役者、皆待獨符至、然後法免、符雖未至、驗位記、灼然實者亦免、(下略)とあり。

⑩この條文も我が養老の賦役令には、略々同様なものがある。

⑪註⑩に同じ。

⑫註⑩に同じ。

⑬概観するに、この時代には、貴族門閥家が重んぜられ、大率ね治者階級をなしてゐた。即ち士の階級である。被治者はこれを庶と言ふ。士庶の區別が非常に嚴重であつたが、この士の階級に對して、力役免除の特權が與へられてゐた。その二三の例を擧げると、南齊書卷四十六、顧憲傳には、山陰一縣、課戸二萬、其民費不滿三千者、殆將居半、刻又刻之、猶且三分餘一、凡有費者、多是士人復除、其貧蠲戶役、民、とあつて、士人には復除があつて力役なきも、庶民は力役あるを言ひ、又

### 徭役と課役と復除

通典卷三鄉黨服籍に見ゆる南朝の梁の沈約の上言には、宋齊二代、士庶不分、雜役減闕、職由於此、自元嘉以來、籍多假僞、景平以前、既不係檢、(中略)既多並稱人士、百役不及、高臥私門、(下略)とあつて、士人には力役なきを述べてゐる。仁井田博士は、その著、支那身分法史第二章宗族法頁一、一三に「兩者の中の一つは士といはれ、従前の大姓名族を中心勢力とし、官吏たるものであつて、租調力役の如き公課を負擔することがなかつた。而して、他の一は庶といはれ、租調や力役の負擔者であつた。」と述べられてゐるは、誤りである。

(昭和二十一年一月十五日稿了)

### 追記

本原稿を投稿後、他の必要より、全唐文や唐大詔令集を繙いた所、又新たな課役を徭役と解せる史料を發見したから、ここに追加する。

それは唐令の賦役令に見ゆる新附の民に對する課役免除の條文であつて、我が養老の令にも殆んど同一のものが見えてゐる。

諸春季附者、課役並徵、夏季附者、免課從役、秋季附者、課役俱免(下略)

春季に新に公民として公の帳籍に上るやうになつた者からは、課と役とは並に徵するが、夏季の場合には役のみに從ひ、秋季の場合には、課も役も俱に免ずと定めてゐるのである。この條文につい

ては、前回もその内容について少しく説明を加へたが、今回全唐文卷二及び唐大詔令集卷百十一、高祖の罷差科徭役詔と申禁差科詔の二つの詔によつて、この條文中の課役は、力役を指した事實を、よりよく知り得た。前者の詔は武德六年二月のものであり、後者の詔は同年六月のもので、唐大詔令集では前者を簡徭役詔、後者を禁止迎送營造差科詔と稱してゐる。兩詔とも表題にある如く、官吏が無闇に民衆を力役に驅立てるのを禁じた詔である。前者の詔の文中に、全唐文によると、

黎庶凋弊日久、新獲安堵、衣食未豐、所以每給優復、蠲減徭賦、不許差科、(云云、)

なる數句があるが、この内、蠲減徭賦は、唐大詔令集では蠲其徭役となつてゐる。詔自身の内容及び性質から言つても、全唐文に言へる徭賦とは徭徭を意味してゐることが判るのであるが、唐大詔令集と比較することによつて、益々以て徭役と徭賦とは、同一の意味で徭賦と言ふも、ここでは力役を意味してゐることが判るのである。賦とは元來軍賦の賦で戰爭に際して車馬甲兵を出す

義務のことを言ふのであるが、後には斂の意味に多く用ひられ、租税のとりたての意味に使用されてゐる。田賦などの如し。しかし時には、田租などとは離れて、單に課せられる義務の意味もあつて、上述の徭役を徭賦と稱するが如きである。賦役なる文字自身も、租税と徭役との意味に用ひられるのが普通であるが、時には單に力役のみの意味にも使用せられる。かくこの場合の徭賦は徭役であることを知つて、第二の詔を調べんに、その文中に

百姓安堵、各務稱職、家給人足、即事可期、所以新附之民、特蠲徭賦、欲其休息、更無煩擾、云云、

とあり。新附の民には特に徭賦、即ち徭役を蠲免除して、休息を與へると言つてゐる。租調までをも免ずるとは言はない。これによつても、上記の條文中の課役は、徭役なることが判るのであらう。尙ほ新附の民に對するかかる制度は、前々から既にあつて、北周書卷六、北周の武帝建德四年六月の詔にも、自去年以來、新附之戶、給復三年、などと見えてゐる。

昭和二十一年一月二十一日追記